

# I 学生生活を送るにあたって

**学内全面禁煙**です。

～大学敷地内での喫煙は禁止されています～

## ～楽しい学生生活を送るために～

中学校や高校と違って、本学にはフェンスや正門がないことに気づきましたか？

この明るく開放的な雰囲気は本学の学風をあらわしています。一方では、一般市民社会において、さまざまな法令や慣習があって人々がその中で暮らしているように、大学にも必要最低限度のきまりがあります。

本学の学則等の諸規程は、そのきまりを具体化したものであり、みなさんはこれを良く理解し遵守して、充実した学生生活を送ってほしいと思います。

本学での学生生活に必要な知識については、Ⅱ章以降に記載してありますが、ここでは、最も知っておいて欲しい必要最低限のルール、仕組みをみなさんにお伝えします。

ここに書いてあることをしっかりと覚えてください。

### 学生証はみなさんの身分(学生)を証明する大切な証明書です。

学生証は、入学時に配布する本学の学生であることを証明する身分証明書です。紛失、汚損等をしないよう大切に取扱ってください。また、学生証は常に携帯してください。

ア. 学生証は、図書館利用者カードを兼ねています。

イ. 本学の試験は、学生証がないと受験できません。

ウ. 証明書等を本部棟1階事務室窓口で受け取る場合は、学生証の提示が必要です。

エ. 卒業、退学等によって学籍を離れるときには、速やかに本部棟1階事務室（学務課キャリア・学生支援係 学生支援担当）へ学生証を返納してください。

### 毎日必ず「UNIPA」・「学内メール」を確認してください。

大学から学生に対する種々の連絡・通知は、原則として「UNIPA」や「学内メール」で行います。

修学（履修、試験等）、大学行事、福利厚生など学生生活を行う上で大切な情報やみなさんにとって有益な情報も掲示されますので、毎日必ず「UNIPA」・「学内メール」を確認する習慣をつけましょう。

### 大学の窓口は、目的に応じて複数あることを確認してください。

大学では、みなさんの学生生活をサポートするため、複数の担当課室が様々な業務を行っており、窓口を以下のように開設しています（各課室の担当業務については、P100「学生関係手続等窓口一覧」をご参照ください）。

#### 【窓口開設場所】

○本部棟1階事務室 学務課（教務係、キャリア・学生支援係、アドミッション室）  
地域連携室・国際連携室

○本部棟2階事務室 企画調整課・総務課・財務課

○メディアセンター1階 図書情報課

○メディアセンター2階 学生サポート室

#### 【窓口開設時間】

本部棟1階事務室（通年） 午前8：40～11：10 午後12：10～17：15

本部棟2階事務室（通年） 午前8：40～12：00 午後13：00～17：15

### 【窓口を休止する期間】

- ・ 土日祝日
- ・ 8月13日～15日（終日）
- ・ 12月29日～1月3日（終日）
- ・ 海遊祭翌日（10月13日）の午前
- ・ 大学入学共通テスト前日（1月15日）の11：10～
- ・ 3月25日～31日（終日）

※窓口開設時間外、窓口休止期間における電話・メール等学生対応はできかねますのでご了承ください。

## 安否確認のための保護者・保証人への連絡

大学への連絡もなく、授業を長期欠席し、大学からの連絡にも応じない場合、安否等を確認するため、大学から保証人（あるいは保護者）へ連絡することがあります。

## 大学施設利用マナー・大学マナーを厳守してください。

### 1 キャンパスマナー

#### ア. 学内でのマナーを守りましょう

廊下などで、教職員や一般の方とすれ違う際には、挨拶または会釈をするようにしましょう。教室や建物のドアなどで行き会った場合は相手に先を譲りましょう。また、省エネルギーのため、エレベーターは使用せず階段を使用しましょう。

#### イ. 環境の美化を心がけましょう

大学の美観を損ねないように注意し、美しいキャンパスづくりを心がけてください。また、本学は学内全面禁煙です。大学敷地内での喫煙は禁止されています。敷地外で喫煙する場合も喫煙者としてのマナーを守り、ポイ捨て等行わないようにしましょう。

#### ウ. 大学の施設、備品は大切にしましょう

大学の施設や備品は皆さんの後輩たちも長く使用していくものです。大切に扱ってください。また、建物内（学生会館等）に立ち入る際は床に傷がつく可能性があるため、スパイク等での立ち入りはせず、必ずスニーカー等に履き替えてください。万一、施設や備品を破損してしまった場合は、本部棟2階事務室（総務課）まで申し出てください。

#### エ. 建物内では静粛にしましょう

自分が授業を受けていないときでも、授業をしている教室や研究室などの近くでは静かにしましょう。特に、講義・研究棟、講義棟及びメディアセンター周辺は常に静かにし、静穏な環境づくりを心がけましょう。

#### オ. 飲食は決められた場所で行いましょう

教室等での飲食は禁止されています（ただし、蓋付の飲み物であれば飲んでも構いません）。また、空き缶やペットボトル、ガムのポイ捨て等は絶対しないでください。

#### カ. 所定の駐車場・駐輪場に駐車しましょう

自動四輪車は体育館横の駐車場、バイクは各駐輪場が所定の駐車場所となっています。交通の妨げや事故の原因になりますので、所定の場所以外には駐車しないでください。特に、浜田市総合福祉センターへの駐車は厳に慎んでください。

## 2 利用時間の厳守

大学施設はすべて機械警備を行っており、施設ごとに利用時間が設定されています。従って、この時間以外（夜間や休日等）は利用することができません（施設別の利用については、P26「17施設利用案内」をご覧ください）。

（施設利用時間）

場 所	時 間
講義・研究棟及び講義棟各教室	8：30～授業終了まで
講義・研究棟ラウンジ及び教員学生談話室、講義棟ラウンジ	8：30～21：00

注 中講義室2は自習場所として通常講義日は21：00まで開放しています。

## 3 学生個人あての郵便物

学生個人、学生団体あての郵便物を大学で受け付けることはできません。

郵便物は必ず各自の住所（寮またはアパート等）に送付するよう家族や友人に周知してください。

## 4 学生個人に対する電話の取次

学生個人に対する電話の呼び出しについては、緊急連絡の場合を除き大学では取り次ぎませんので、その旨を家族、友人、アルバイト先等に周知してください。

## 5 取材対応について

新聞社などのマスコミ関係者が大学構内（学生寮やサテライトキャンパスを含む）で学生に対して取材を行う場合は、事前申請をお願いするなど一定のルールを設けています。その為、マスコミ関係者から取材依頼があった場合はその場で承諾するのではなく、まずは本部棟2階事務室（企画調整課）までご相談ください。

<取材対応については以下参照>

<https://www.u-shimane.ac.jp/university/interview.html>

## 6 自己所有物の管理

例年、学内外から相当数の拾得物が届けられます。また、所持品の紛失についても同様に多くの相談が寄せられます。この中には電子辞書などの高価な物や財布など大切な物もあります。

特に大切な物には名前を書いておくなど自分の持ち物の管理はしっかりと行ってください。

なお、学内における物品の紛失・拾得・盗難時の取り扱いは以下のとおりとなっています。

### ○紛失した場合

ア. メディアセンター内で紛失した場合は図書館カウンターに、その他の場所で紛失した場合は本部棟1階事務室窓口に「所持品紛失届」を提出してください。

イ. 名前の記載のある等持ち主が特定される物品が届けられた場合は、電話・学内メール等で持ち主に対し連絡します。

ウ. 上記以外で、自分の持ち物を紛失した場合は、本部棟2階事務室（総務課）に問い合わせてください。

エ. 受け取りがないものは、事務局で一定期間保管後、警察署に引き渡します。

## ○拾得した場合

ア. メディアセンター内で拾得した場合は図書館カウンターへ、その他の場所で拾得した場合は本部棟1階事務室窓口へ届け出てください。

## ○盗難にあった場合

ア. 本部棟1階事務室窓口まで届け出てください。

## 『浜田市民』としての自覚を持って生活してください。

みなさんは、本学に入学すると同時に、浜田市民の一員にもなります。大学にルールがあるのと同様に、浜田市での生活にも様々なルールがあります。

島根県立大学は、浜田市民の方々に様々な形で支えてもらっています。一方で、みなさんの先輩達は、ボランティア活動や地域のイベントなどを通じて、浜田市民の方々との交流を深め、地域貢献をしてきました。このような取り組みは、他の大学では例の少ない、本学の大きな特色の一つです。

みなさんも普段の生活から『浜田市民』としての自覚を持ち、地域と積極的に交流してください。

### 【町内会】

浜田市にも、町内ごとに自治組織があり、そこでルールが定められている場合があります。共に住む町内の一員として、ルールをよく守って生活しましょう。

特にゴミの処理については、例年市民の方から苦情が寄せられています。ゴミの分別方法や回収時間は遵守してください。詳しいことは、アパートの管理人、または浜田市役所環境課くらしと環境係（TEL 0855-25-9420）で確認してください。

（※HAMADAごみ分別アプリでも確認できます）

### 【交通ルールの遵守】

学生（寮生を除く）のみなさんについては、一定の条件を満たした場合には、自動四輪車及びバイクでの通学を認めています。大学周辺は小中学生の通学路にもなっていますので、交通ルールを守って運転してください。

ゴミの処理と同様に大学近隣の市民の方から、学生が交通ルールを守らないとの苦情が寄せられていますので、住民の方々の迷惑にならない運転を心がけてください。

### 【避難場所について】

避難場所は小・中・高校・公共施設などです。住んでいるところの避難場所を確認してください。